

4 廃棄物の発生抑制及び資源化の推進

提出先 経済産業省、国土交通省、環境省

【提案項目】

廃棄物の発生抑制及び資源化を図るため、次の措置を講じること。

1 3R対策の充実強化

資源の有効利用と、廃棄物となった場合の適正処理については、国民・事業者・行政の連携、協力が必要であるが、対象が多様な商品にわたることから、拡大生産者責任に鑑み、事業者を中心とした製品、容器等の設計の工夫、引取り、循環的な利用等の取組を進める必要がある。

こうした観点から、製造段階・流通段階・排出段階における3R対策の充実強化に向けて、関係業界への指導を徹底すること。

また、急速に普及が進んでいる太陽光発電関連機器のリサイクルと適正処理の方法の検討を加速すること。

さらに、持ち去り等不正に資源物を回収する業者の罰則等の規定等を整備することにより、市町村における資源物の回収が円滑に進むよう、国において必要な措置を講じること。

2 容器包装リサイクル法の見直し

容器包装リサイクル法については、事業者に対して容器包装の削減に関する数値目標を設定するとともに、分別収集等に係る市町村と事業者の役割分担及び費用負担について、更なる見直しを図ること。指定法人が行う再商品化にあつては、市町村による再商品化手法の選択、再商品化手法ごとの品質評価基準の制定、再商品化合理化拠出金の配分要件の緩和などに努めること。

また、業界に対して、分別しやすい商品づくり、リサイクル判別しやすいようなマークの表示について指導を行うとともに、リターナブル容器の使用、回収のシステム化やデポジット制度の早期導入など、事業者による回収ルートの確立を図ること。

さらに、容器包装以外のプラスチック製品も対象とするよう、法制度の見直しを行うこと。

3 家電リサイクル法の見直し

家電リサイクル法については、家電製品の不法投棄防止を図るため、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること。

また、不法投棄された対象機器の処理費用を、市町村ではなく事業者の負担とすること。

4 建設リサイクル法の見直し

建設リサイクル法については、建設廃棄物の削減や再資源化を促進するため、行政が再資源化の内容等を把握できるよう法制度の整備を図ること。

さらに、建設発生木材については、円滑な再資源化が行われるよう、防腐・防蟻処理された木材の適切な判別・分離方法を確立すること。

なお、特定建設資材廃棄物に付着した有害物質について、関係法令に基づき適正処理が図られるよう、有害物質の有無等の届出情報を関係機関に提供し、それを活用できる制度を確立すること。

5 有用金属等の分別回収に係る経費に対する財政支援等

有用金属等の希少資源の確保は、国の責任において実施されるべき政策であるが、今般施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律により有効に政策目的を達するためには、多くの市町村の参加が不可欠である。

こうした観点から、市町村が制度に参加するに当たり必要な初期投資に係る経費に加え、市町村が安定・継続的に分別回収を行うために必要な経費についても、国において財政的な支援を行うこと。

また、拡大生産者責任の観点から、製造事業者自らの回収についても促進すること。

さらに、制度の定着に向けて必要な普及啓発を積極的に行うこと。

6 溶融スラグ等の再資源化の需要拡大に向けた措置

溶融スラグ、エコセメントなどの再生資材の需要拡大に向けた所要の措置を講じるとともに、日本工業規格に適合した溶融スラグは、製造する市町村の公共工事以外で利用される場合にも、廃棄物の処分に該当しないよう措置すること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の発生抑制、資源化の推進に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。